

山口県報

平成20年
5月30日
(金曜日)

目次

規則 違法駐車車両の移動、保管等を行つた場合に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則(交通指導課).....	一
告示 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(防災危機管理課).....	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課).....	二
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....	四
漁船損害等補償法百十二条第一項の規定による同意に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....	四
道路の区域の変更(道路整備課).....	四
道路の供用の開始(道路整備課).....	四
公告 契約の締結(情報企画課).....	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....	六
介護保険法の規定に基づく指定情報公表センターの指定(長寿社会課).....	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....	六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....	七
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第三換地区)の換地処分(農村整備課).....	七
公安委規則 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合に車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則.....	七
公安委規程 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....	八

違法駐車車両の移動、保管等を行つた場合に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十号

違法駐車車両の移動、保管等を行つた場合に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動、保管等を行つた場合に納付すべき負担金の額を定める規則(昭和六十二年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

「第六項又は第八項から第十三項まで」を「第三項又は第五項から第十一項まで」に、「同条第十八項後段」を「同条第十六項後段」に改め、表官報公告料の項を削る。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。



山口県告示第二百七十二号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気」を「電気 県庁舎等構内交換電話設備」に改める。

山口県告示第二百七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年五月三十日から同年六月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 宇部興産株式会社
 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔 時 日 当 た 季 節 的 変 動 の 概 要
四六一〇 (二基)	($m^3/日$) 二一六〇〇	平成二〇、 六、二〇	平成二〇、 八、一九	平成二〇、 八、一九	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
四六一二	($Nm^3/時$) 三六〇〇	"	"	"	"
"	($Nm^3/時$) 〇・〇三	"	"	"	"
四七一八 (二基)	($m^3/時$) 一	"	"	"	断 続 時 間 〇・〇一 "

備考 「四六一〇」及び「四六一二」並びに「四七一八」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

山口県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
萩市	旭地区	用排水施設の改修	平成二〇、五、一六
〃	〃	ほ場の整備	〃

山口県告示第二百七十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百二十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成十六年山口県告示第二百四十六号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十年四月二十二日限り消滅した。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

三隅町加入区

山口県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年五月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類	県道
路線名	石城山光線
道路の区域	

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
光市室積市延二五八九の四地先から 同市同町二七四三の一地先まで	最狭 二四九・〇〇	最狭 八四・九五	一六九・五	二二三・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年五月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 石城山光線	光市室積市延二五八九の四地先から 同市同町二七四三の一地先まで	平成二十年五月三十一日



(二二八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機システム賃貸借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続

- 八 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
 契約金額
 三億九百三十二万九千六百七十二円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 七 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 六 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 五 事務を担当する課の名称及び所在地
 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式
- 四 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 三 事務を担当する課の名称及び所在地
 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式
- 二 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式

- 二 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用機器等保守業務 一式
- 三 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎二丁目一番二号
 契約金額
 四千八百四十八万四千八百円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 四 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎二丁目一番二号
 契約金額
 四千八百四十八万四千八百円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 三 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎二丁目一番二号
 契約金額
 四千八百四十八万四千八百円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 二 事務を担当する課の名称及び所在地
 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用パッケージソフト等保守業務 一式
- 一 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 七 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 六 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 五 事務を担当する課の名称及び所在地
 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式
- 四 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 三 事務を担当する課の名称及び所在地
 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式
- 二 随意契約
 契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日
 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社NTT西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 契約金額
 二億三千六百七十七万五千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
 契約に係る特定役務の名称及び数量
 やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式

八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

電子申請・届出システム、総合文書管理システム及び職員認証基盤システム(二次運用管理業務 一式)

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎二丁目二番二号

六 契約金額
四千四百十万円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

(二二九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年七月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成二十年五月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 子育て支援センターしらさぎキッズ
代表者の氏名 廣岡 逸樹
主たる事務所の所在地 山口市小郡上郷二五六〇番地の四五七
三 定款に記載された目的
心身の発達について不安があると認められる子ども及び障害がある子ども並びにその保護者その他関係者に対して、育児相談及び発達支援に関する事業を行うことにより、子どもの健全育成及び福祉の増進に寄与すること。

(二三〇) 介護保険法の規定に基づく指定情報公表センターの指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条の三十六第一項の規定により、指定情報公表センターを次のとおり指定しました。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

一 指定情報公表センターの名称及び住所
社会福祉法人山口県社会福祉協議会

二 情報公表事務を行う事務所の所在地
山口市大手町九番六号

三 指定情報公表センターに行わせることとした情報公表事務の範囲
介護サービス情報の報告の受理及び公表

四 情報公表事務の開始の日
平成二十年六月一日

(二三一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年五月三十日から同年九月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ドン・キホーテ宇部店
 所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号 宮川 智
 社
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
店(仮称)ドン・キホーテ宇部		ドン・キホーテ宇部店	

- 四 届出年月日
 平成二十年五月十五日
- 五 変更年月日
 平成十九年十二月二日

(二三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月十五日山口県公告(一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十年五月三十日から同年六月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク琴芝店
 所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月十八日山口県公告(二九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十年五月三十日から同年六月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ゆめタウン宇部
 所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二三四) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第三換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第三換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
 平成二十年五月二十日
- 二 換地処分の内容
 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第三換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり



指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合に車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第九号

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合に車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合に車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則(昭和六十二年山口県公安委員会規則第二号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

山口県公安委員会規則第五号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中七十七の表を削り、七十八の表を七十七の表とし、七十九の表から八十四の表までを一表ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、平成二十年六月一日から施行する。

平成二十年五月三十日印刷
平成二十年五月三十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)